

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、駒澤大学に所属する又は入学を希望する障がいのある学生に対し合理的配慮を行い、教育及び学生生活において十分な支援が受けられるようにするため、障がいのある学生の支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい、精神障がい等の障がいがあり、障害者手帳又はこれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者（以下「障がい学生」という。）をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の支援方策を推進する責務を有する。

2 学長は、この規程の定めにより学長の責務とされている事項を、学生支援担当の副学長に委任することができる。

(各学部長等、各研究科委員長及び法曹養成研究科長の責務)

第4条 各学部長等、各研究科委員長及び法曹養成研究科長は、学長の命を受け、当該学部及び研究科の障がい学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を構ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がい学生が修学等における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 支援実施体制

(障がい学生支援委員会)

第6条 障がい学生の支援に関する事項を審議するため、障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会については別に定める。

(支援実施体制)

第7条 障がい学生の支援に関する業務の総括は学生支援センター学生支援相談課が担当する。

2 障がい学生の支援に関する環境調整などの助言や提言を行うため、障がい学生支援コーディネーターを学生支援相談課に配置する。

3 障がい学生のための修学等支援方策に係る実施計画は学生支援相談課において立案し、委員会において審議し学長が決定する。

4 学生支援相談課においては、前項の実施計画にしたがって障がい学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

5 障がい学生が志望又は所属する学部、学科又は専攻は、計画に従い、修学上の支援について主体となり実施する。

6 前3項の支援を円滑かつ適切に行うため、学生支援相談課は、関係部局間の調整を行うものとする。

(事務所管)

第8条 この規程に関する業務の事務所管は、学生支援センターとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。